

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	中 家 華 江
同	本 間 豊

住民監査請求に基づく監査について(通知)

平成 30 年 1 月 22 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

なお、議会選出の梶村充委員及び和田卓生委員から、本件請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件請求の監査を辞退する旨の申出があったため、両委員は、この決定には関与していません。

(理 由)

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。また、同条第 2 項は、前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとして、住民監査請求の期間制限について規定しています。

本件請求において請求人は、平成 15 年 5 月から平成 19 年 11 月に発行された広報紙に係る経費を、政務調査費から支出したことは違法又は不当であるとして、その返還請求を市長が行わないことが怠る事実にあたり、期間制限は適用されない（真正怠る事実）と主張しています。

本件住民監査請求に期間制限が適用されるか否かについては議論がありますが、対象となる不当利得返還請求権は、公法上の関係から発生する公法上の債権であると考えられます。そのため、法第 236 条第 1 項及び第 2 項の規定により、怠る事実の対象とされている請求権

自体が、5年の時効により消滅していることは明らかです。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。